

67 私立法律学校特別監督条規

〔明治十九年八月〕

〔表紙〕

私立法律学校特別監督条規

(注記1)

私立法律学校特別監督条規(明治十九年八月二十五日決定)

第一条 文部大臣ハ東京府下ニ於テ適當ナリト認ムル私立法律学校ヲ択ヒ特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ

但本文ノ学校ト雖尚一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理ヲ受クヘキハ勿論タルヘシ

第二条 帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以テ左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ

但各科ニ掲クル法律中帝国ニ於テ既ニ制定頒布アリタルモノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノトス

仏蘭西法律科

第一年

法学通論

民法（人事篇）

私権、身分証書、住所、失踪、婚姻、離婚、父タル丁、養子、父権、幼者、後見、丁年者、禁治産、裁判上ノ補佐人  
同（財産篇）

財産區別、所有權、収実權、地役

刑法

第二年

民法

時効、契約、売買、交換、賃貸、貸借、附托、偶生契約、代理、和解、会社

訴訟法

治罪法

第三年

民法

保証、質、書入質、先取權、相続、贈遺、遺囑、婚姻、財産、契約

商法

擬律擬判

独逸法律科

第一年

法学通論

民法人權

同 物權

刑法

第二年

民法

契約、親族、財産、相続

商法

裁判所構成法

治罪法

第三年

訴訟法

海上法

為換法

保險法

破産法

擬律擬判

英吉利法律科

第一年

法学通論

契約法

私犯法

代理法

刑法

第二年

親族法

組合、会社法

動産委託法

売買法

財産法

治罪法

第三年

財産法、破産法

証拠法

保険法

訴訟法

流通証書

商船法

擬律擬判

第三条 帝国大学総長ノ監督ニ属スル私立法律学校ノタメニ帝

国大学総長ハ法科大学職員ノ中ヨリ委員ヲ選定シ常時及試験

ノ時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス

第四条 該私立法律学校校主ハ毎月三日迄ニ其月ノ課業時間割

表ヲ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第五条 該私立法律学校ニ於テ定期試験ヲ行フトキハ少クトモ

三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝国大学ヘ差出スヘ

キモノトス

第六条 該私立法律学校ニ於テハ毎定期試験後二週間内ニ其成

績表ヲ製シ校主ヨリ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第七条 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ帝国大学総長ニ於テ優

等ナリト認メタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ

試験ヲ為スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及

第証書ヲ交付スヘシ

第八条 帝国大学総長ハ委員ノ報告ニ固リ該私立法律学校校主

ニ学科課程及教授法等ノ改正ヲ諭告スルコトアルヘシ

(注記)

「九」(簿冊内件名番号)

〔公文類聚 第十一編 明治二十  
年 第二十七卷〕 2A, 11, 314